## 令和3年度 随意契約の公表(下水道部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和3年4月1日から令和3年9月30日までの随意契約

【下水道部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
3 <u> </u>	)(45 H 1)	SCH SHIP HE	の名称	20/13 of 12 3 23 of 12 33	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	,,
下水道経営企画課	八尾市下水道事業 財務会計システム 等保守業務	令和3年4月1日	扶桑電通 ㈱ 関西支店	大阪市中央区備後町 二丁目6-8	2,860,000	公営企業会計適用に伴い、導入した財務会計システム・執行管理システムの構築事業者であり、当該両システム及び周辺機器の設定等に熟知しているため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
	令和3年度下水道 出前講座に係る業 務	令和3年4月1日	アクティオ (株) 大阪支店	大阪市淀川区木川東 四丁目8-33	2,316,160	受講者の興味を引き付け、円滑な理解を促すための工夫やアイデアを盛り込んだ演出等、効果的な企画や提案を行うことができる事業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道管理課	令和3年度八尾市 下水処理水送水施 設管理業務	令和3年4月1日	東洋メンテナ ス(株)	東大阪市本庄西一丁 目10-24	4,785,000	本業務は、下水処理水送水施設の機械・電気設備及び水質の定期的な点検・整備を行うものである。当該設備については、大阪府竜華水みらいセンターと電気信号による相互通信システムが構築されていることや、緊急時の対応等から、大阪府の下水処理水供給に関する事業(大阪府竜華水みらいセンター運転管理業務)と密接不可分な関係であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
下水道管理課	八尾市下水道台帳 管理システム保守 業務	令和3年4月1日	アジア航測(株) 大阪支店	大阪市北区天満橋一 丁目8-30	742,500	保守業務を実施するにあたり、プログラム内容に 精通し、トラブル等にも迅速かつスムーズに対応 可能であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
下水道管理課	事業場排水規制等 補助業務	令和3年4月13日	(一財)都市技 術センター	大阪市中央区船場中 央二丁目2-5-206	2,118,600	法令に基づいた水質規制業務に精通するとともに、広範な業種の排水処理設備に関する技術指導が可能であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道管理課	令和3年度八尾市 下水道台帳管理シ ステム整備業務	令和3年5月19日	アジア航測(株) 大阪支店	大阪市北区天満橋一 丁目8-30	13,321,000	下水道台帳管理システムのデータ仕様は、著作権上公開されていないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道 管理課	八尾市下水道台帳 管理システムセット アップ業務	令和3年9月14日	アジア航測(株) 大阪支店	大阪市北区天満橋一 丁目8-30	1,309,000	機器増設に伴うシステムセットアップ業務であり、 既存システムの構築業者であることから著作権を 有しデータ形式を熟知しているため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 該当)
下水道 整備課	下水道工事(3-103 エ区)に伴う恩智遺 跡発掘調査	令和3年9月13日	(公財)八尾市 文化財調査研 究会	八尾市幸町四丁目 58-2	1,630,200	文化庁通知により、公共的団体である同公益財団でないと当該業務を履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道 整備課	八尾市公共事業設 計積算システム単 価改定業務	令和3年6月1日	富士通 Japan(株)関西 支社	大阪市北区梅田3-3- 10	1,870,000	当該システムは同社開発システムであり、他業者では対応が不可能なため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号 該当)